ハ　物理的管理措置
(1)　第一項調査票情報を取り扱う区域を特定すること。
(2)　第一項調査票情報を取り扱う区域として特定された区域への立入りの制限及び当該区域の状況の常時監視をするための措置（法第四十二条第一項第一号に掲げる者が法第三十三条第一項の規定により調査票情報の提供を受けた者である場合にあっては、第一項調査票情報を取り扱う区域として特定された区域への立入りの制限をするための措置）を講ずること。
(3)　第一項調査票情報の取扱いに係る機器の盗難防止のための措置を講ずること。
(4)　第一項調査票情報を削除し、又は第一項調査票情報が記録された機器等を廃棄する場合には、復元不可能な手段で行うこと。
ニ　技術的管理措置
(1)　第一項調査票情報を取り扱う電子計算機等において当該第一項調査票情報を処理することができる者を限定するため、適切な措置を講ずること。
(2)　第一項調査票情報を取り扱う電子計算機等が電気通信回線に接続している場合、不正アクセス行為を防止するため、適切な措置を講ずること。
(3)　第一項調査票情報の漏えい、滅失又は毀損を防止するため、適切な措置を講ずること。
ホ　その他の管理措置
(1)　第一項調査票情報の取扱いに関する業務を委託するときは、当該委託を受けた者が講ずるべき当該第一項調査票情報を適正に管理するための措置について必要な確認を行うこと。
(2)　(1)の委託を受けた者に対する必要かつ適切な監督を行うこと。

三　前二号に掲げる者以外の者　次に掲げる措置
イ　物理的管理措置
(1)　第一項調査票情報を取り扱う区域を特定すること。
(2)　第一項調査票情報を取り扱う区域として特定された区域への立入りの制限及び当該区域の状況の常時監視をするための措置（法第四十二条第一項第一号に掲げる者が法第三十三条第一項の規定により調査票情報の提供を受けた者である場合にあっては、第一項調査票情報を取り扱う区域として特定された区域への立入りの制限をするための措置）を講ずること。
(3)　第一項調査票情報の取扱いに係る機器の盗難防止のための措置を講ずること。
(4)　第一項調査票情報を削除し、又は第一項調査票情報が記録された機器等を廃棄する場合には、復元不可能な手段で行うこと。
ロ　技術的管理措置
(1)　第一項調査票情報を取り扱う電子計算機等において当該第一項調査票情報を処理することができる者を限定するため、適切な措置を講ずること。
(2)　第一項調査票情報を取り扱う電子計算機等が電気通信回線に接続している場合、不正アクセス行為を防止するため、適切な措置を講ずること。
(3)　第一項調査票情報を取り扱う電子計算機等が電気通信回線に接続していることに伴う第一項調査票情報の漏えい、滅失又は毀損を防止するため、適切な措置を講ずること。